

日程第14（自承第22号 至承第25号） 専決処分報告について
（旅費に関する条例等の一部を改正する条例）
（昭和44年度一般会計補正予算 第2号）
（同 第3号）
（露店管理条例の一部を改正する条例）
（以上4件）

◎議長（佐藤平一郎君）

日程第14承第22号から承第25までの専決処分報告について、すなわち
（旅費に関する条例等の一部を改正する条例）
（昭和44年度一般会計補正予算第2号）
（同 第3号）及び
（露店管理条例の一部を改正する条例）

以上4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。今井助役。

〔助役今井哲夫君登壇〕

◎助役（今井哲夫君）

承第22号は、旅費に関する条例等の一部改正でございます。これは、本年5月10日国有鉄道運賃法の一部改正に伴う関連部分の改正、諸物価の上昇に伴う日当、宿泊料及び交通費の改定、船賃の支給区分の明文化及び越後線利用による新潟市への出張に急行料金支給の特例を設けたことなどがその内容であります。

なお、この条例すなわち旅費に関する条例、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、それから特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正条例は、公布の日から施行し、国鉄運賃が改正された5月10日から適用することといたしました。

次に、承第23号でございますが、これは昭和44年度一般会計補正予算第2号。これは、原子力発電所対策を進めたいということで支出しようとしたものでございます。この柏崎刈羽総合開発促進協議会は、柏崎市と刈羽郡の町村を一体的に含めましたこの地方の総合開発のための研究、調査、促進の会議でございますが、この会議でも原子力発電所の取り組みは、去年の総会の議決を得て、これへの取り組みを開始しておるわけでございますが、この原子力発電所対策は、単に1市の活動の範囲にはとどまらず、柏崎、刈羽郡の一体的の関係で推進する必要がありますので、そこに290万円を支出をいたしましたわけでございます。その290万円を柏崎刈羽総合開発促進協議会では、このうち160万円をもって荒浜地区のボーリング調査費に充て、他の130万円は、福島県それから茨城県の原子力発電所、原子炉研究所、これらの視察調査をいたして、その判断を明確にいたそうとするための調査費用でございます。これは先般、総務委員協議会の折に、この支出につきましてはご説明申し上げておったところでございますが、よろしくご了承をいただきたい。こう存する次第でございます。

昭和44年度一般会計補正予算第3号でございますが、これは国民体力づくり

運動の一環としまして、本年7月、スイスのバーゼルで行なわれます4カ年に1回ずつ開かれております第5回ジムナストラダという体育大会がございますが、この体育大会を機会にヨーロッパ各地における先進国の体力づくりを調査視察をいたしまして、本市の体力づくりの伸展に役立たせたいというのでございます。この視察団の1員に本市教育委員会の外山体育課長を参加させたいというのでございますが、この団体に対する旅行費に該当する負担金は、これは6月26日に出発する予定でございますので、そういったしますと、当地を25日にはおそくも出かけなければならない。それから、この旅行負担金はもうほかの人たちは納めてあるのでございますが、私たちのほうでは予算措置がございませんでしたので、おくれおくれになっておりましたけれども、この議会に正式に上程をしてご議決を得るのでは間に合わないということになりますので、専決処分をさせていただいて支出をしようというものでございます。

それから承第25号、これは、露店管理条例の一部改正であります。これは、従来条文上必ずしも明確でなかったこの条例の適用範囲を、第2条を改正し、えんま市及び花市のみ限定し、その他条文に定めてないものについては、必要に応じ行政指導を行なうこととし、仮設店舗による露店の規準中、間口1.8メートル、奥行0.9メートルをそれぞれ2メートルと1.5メートルに改め、出店料の徴収について、現行条例では出店許可証交付の際出店者から徴収していたものを、出店申し込みの際徴収することに改め、別表中からえんま市及び花市以外の部分を削り、その備考中の出店料の加算規準0.9メートルを1.5メートルに改め公布の日から施行しようとするものであります。

これは先般、露店管理委員会を開きました節、管理委員の方々、特に議会から選出されてご出席をいただきました管理委員、柴野さん、それから竹内さん、お2人だったですか、お2人から、ことし、その管理を実際にやろうとする方法について、それは条例と違うじゃないかというご指摘を受けたのでございます。まさしくそのとおり、条例にきめてない方法を、その方法が現状に合うからといって、条例に定められてない方法で管理することはまかりならないわけでございます。それに気がつきましたので、さっそく専決処分をもってえんま市に適用するのを間に合わせたわけでございます。よろしくご承認を得たいと思うのでございます。

◎議長（佐藤平一郎君）

本4件につき質疑を許します。5番。

〔5番田辺栄作君登壇〕

◎5番（田辺栄作君）

承第23号について質疑をいたしたいと思っております。

今議会の専決処分が13件の多きにのぼっておりますけれども、この専決処分はなるべく少ないほうがよろしいと思うのです。それで、この専決処分がなされるものは、緊急やむを得ない場合、いわゆる議会を開くいとまのない、そういう緊急性がある場合にのみ認められておるわけですが、この刈羽柏崎総合開発促

進協議会の負担金290万の支出について、この緊急性はどこにあったのか。いわゆる6月議会に提案されて、そしてその後でも十分間に合ったのではないか。この6月議会にかけているいとまのなかった緊急性についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、これは刈羽柏崎総合開発促進協議会の負担金ですが、そうしますと、これはただ単に、柏崎市だけでなく、他の町村も支出していると思うのです。総額幾らであって、その中で柏崎市は290万円、ほかの町村は幾ら負担しているのか。その点をお聞かせいただきたいと思います。

それから、これはいまの説明ですと、ボーリングと、それから福島、茨城方面の視察だということですが、原子力発電所そのものの地耐力の調査、これはやはり、それを行なおうとするところの企業である東京電力が、その地盤調査は当然行なわなければならないものだろうと思うのですが、柏崎市と刈羽柏崎総合開発促進協議会は、実はこれは一体のような私は気がしますが、そういう名前になっていますから私はそう言いますが、それがボーリングをしなければならないという理由についてお聞かせいただきたいと思うんです。

たまたま私も、この原子力発電所の誘致その他のものについて、いままで東海村等の事情を聞いてみましても、原子力発電所ができたためにそれに付随するところの村の出費は非常に多いということをお聞きされています。一部には固定資産税が入るといようなお話もありますけれども、いま現に東海村では8,000万程度の赤字になっているという話を聞いています。その原因は、やはりそれに付随した道路の整備等に相当の出費がかかっているということにその原因があると思えますけれども、まだ原子力発電所が来ないいまの時点から、すでにそういう環境整備みたいな出費がかかるようでは、私は先が思いやられるわけでありますので、このボーリングを刈羽柏崎促進協議会がやらなければならない理由をお聞かせいただきたい。

さらに、出雲崎とか西山方面の農漁民その他の市民を視察に連れて行って見てもらう金が130万だという。これはいろいろ話を聞きますと、何か、車の中で酒を飲んでドンチャン騒ぎをしているという風景を目撃したという話を聞いています。実際、そういうものを見て、安全かどうかということを確認することも私は悪くないと思いますけれども、そういうものが物見遊山的な気分利用されるとするならば、そういうものは厳に慎まなければならないものであろうと私は思うのです。原子力発電所自体というものは、百聞は一見にしかずと申しますが、しかし、放射能に色がついているわけでもありませんし、うんのうをきわめたその学理が1日や半日の視察でわかるわけではないのです。ですから、私も、市長がそういう人たちからたくさん視察してもらって、安全だということを確認してもらおうという気持ちもわからんわけではありませんが、しかし、やっぱりこれに反対している学者もあるし、そういう意見を持っている者もあるが、そういう人の理論とか、なぜ反対しなければならないんだということをお聞きすることが、私はこの原子力発電所を誘致するとかしないとか、柏崎でいま大きな問題を決定する大事な要素ではなかろうかと思うのですが、私はそういうものにつ

いて、柏崎市がその負担金を出さなければならないという理由についてご質問申し上げます。以上。

◎議長（佐藤平一郎君）

今井助役。

〔助役今井哲夫君登壇〕

◎助役（今井哲夫君）

専決処分が13件、他の12件につきましては、これは6月議会まで待てないし、2月議会に措置しようと思っても、まだ法律が出なかったり、そういう点でございますから、やむを得ず専決処分させていただいたわけで、あらかじめ申し上げておったところでございますから、件数の点につきましては13件というと、かなり多うございますが、そういう性質のものが多うございますので、その点はひとつお許しいただきたいと思えます。

ただ、いまお話の23号でございますネ、この原子力発電所対策に290万の負担金を促進協議会に出すのは、正規のこの6月議会まで待っていてもよかったじゃないか、そう急を要するとは思われないというお話でございます。この点も急を要する旨を委員協議会の際にはご説明申し上げておったところでございますが、それを重ねていまここで申し上げるわけです。おそらく、その協議会のほうに皆さんの会派の同僚からも出ておられる方がいらっしゃったと思えますので、お話をお聞きになってお含みになっておられると思えますけれども、ご質問でございますので、あらためて申し上げる次第でございます。

まず第1にボーリング費でございます。このボーリング費は進出がきまりますと、これはもう一切進出する企業のほうでやることになります。まず思い起こせば、昭和42年の秋に通産省の調査がきまりまして、そして42年秋から43年の冬をかけて春までボーリングをいたしました。これも進出企業の調査費をもってやったわけじゃございません。これは国費をもって調査をやったわけでございます。ところが、あれは80万円でございます。そして3本を掘ったわけでございます。ところが、これは80万円という予算に限定をされておったし、それから今度、設計が、3本、40メートルの地下まで探索するというボーリングだったわけです。全くそこらあたりの調査のやり方については、私たちもその効果の点については問題がございますけれども、40メートルまでは掘ったんです。ところが、40メートルまで掘りますと、その間に支持層にはそれぞれぶつかっておるけれども、しかし本当に、そこに企業が上に乗っかるためには、支持層は30メートル、あるいは28メートルの所にあった。その今度、深さがどれだけの支持層が続いているかというあたりまで確かめないと、立地条件の地盤が堅固だとは言われない、こういうことになります。そういうことで、柏崎市議会でも誘致決議をされまして、当局もまた相呼応してこの誘致をいたそうじゃないかという態度を持っておるわけでございますけれども、その地盤がいいか悪いかということがはっきりきまらなないと、進出することもできない、こういうことになるわけです。一方、こ

れを誘致するためにいろいろの研究会、いろんな視察、研究調査、そういうものもやっていかなければ、そういうものは金がかかります。金がかかるという方法でそういう研究、調査をやろうとしているわけです。いまそんな研究、調査をやっていくといたしましても、「わかった、原子力発電所を柏崎に設置するのは全く心配ないし、やろう、と、かりにこうなりましたも、地盤がうまくなかったら、全然、もくあみになってしまう。ですから、地盤の見当をつけることが何よりも早く必要だ、こういう判断に立ったのでございます。したがいまして、その費用は誘致しようという側の負担でこれをやりきろうと、こういうように考えたわけでございます。

ところで、この3本を掘ることにつきましては、私たちがかってに掘って、そして今度その材料を出したところが、「いや、これじゃ、まだよくわからない。こういう点も調査してやってくればいいのか」と、こういう話になっては困るので、東京電力の技術者といろいろ掘り方、調査のしかた等については打ち合わせをしたわけです。その打ち合わせの中に出てきた問題があるわけです。それは、こういう点を調査すればいいんだ、調査のしかたはこういう調査で、こういう点の材料を取ってもらえばわかるんだ、これは私たちも理解できるのでございます。東京電力のほうで、いまその3つぐらい掘ったところで、だいじょうぶだといって太鼓判を押されるような地盤が確認できればいいけれども、なお、まだ3本しか掘らない、なおまだこっちのほうはどうだろう。こっちのほうはどうだろうということが、場合によっては必要になってくる。そうすると、3本でなくて、もっとよけいに掘ってもらう必要がある、こういう話が出てくる。ところが、私たちのほうでは、委員会のご了承を得るための委員協議会のほうに話を申し上げたのは、この3本の160万円の費用については申し上げてありますけれども、なおまだあすこもここを掘るといふ金の用意はありません。そこらあたりまで市が持つということになりますと、相当の額になるわけでございますので、じゃ、こっちも掘ってみたいというあたり全部になりますと12本……3本のほかにもう9本を掘ってみれば大体見当がつくと、こういうことでございますので、しかし、その9本は市では持てない。それじゃ、東電にその金を出しなさいということで、その9本分につきましては、東電から金を取って、そして12本をいま掘らせておるのが現況でございます。この地盤の安全かどうかという、だいじょうぶかどうかの地盤を確かめるのは、これが何よりも先だ、こういう判断に立ったわけでございます。それはできるだけ急いでやろう。もしだめだということになったら、もう地盤がだめだということになったら、この運動はやめてしまおう、こういう考えでボーリング、掘さくを急いだわけでございます。

それから今度、じゃ、その160万円はわかるけれども、130万は正式の議会の議決を得てからでいいじゃないか、こういうご質問になると思う。まず住民の方々と相談をいたしまして、これがまた夏のシーズンに入るとなかなかいけない。えんま市前後くらいに魚をとるその作業、休みの時期がその辺に当たるから、その辺ならば、おら、行ってみよう、こういうような漁民の方々の時期の選択があったわけです。そういたしますと、この6月議会を終えて、そして7月にいって視察を

やろうということではその時期に間に合わない。こういうような点を考えまして、とりあえず130万円だけを処置をいたしたわけでございます。これも必要なものを全部ということではなくて、とりあえず5月、6月の活動費として必要なものだけにとどめまして、それ以上のものは今議会に正式な予算として上程をしてあるわけです。そのようにお含みいただきとうございます。

それから、物見遊山のような態度で出かけているじゃないかというあたりについては、これは送り出したします私たちの最も戒心しておるところでございます。バスに1日10時間くらいも乗り続け、帰りも、またバスで10時間くらい乗り続ける、これはかなりの難行苦行だそうでございます。しかし、その中でいま漁民が行っておりますが、ハテナ、何日に行きましたか……6、7、8月に行きましたときの皆さんの態度、これは行きは非常に緊張して、そして、むしろ勉強のためのいろいろな意見交換はあったそうでございますが、酒は1滴も口にしなかったそうでございます。帰りになりまして、やっとわが家の方向に近づくに従いまして、さんざめきが出てきたと聞いております。これも好きな人は、あるいはポケットウイスキーあたりを飲まれた方はあるかもしれませんが、酒飲みの物見遊山の空気であったという話は、全く逆に私は聞いておりません。その点のご心配ないものと思いますが、長野室長が同行しておりますので、長野室長から実情をお聞きいただければ、さらにはっきりすると思います。物見遊山でなかったということは、そのようにご理解いただきたいと思います。

290万円は柏崎市だけで負担して、とりあえず入れてある。ほかの町村は負担はしてないと。とりあえず急ぐものでありますから、専決処分の措置で290万円だけを促進協に出して活動の促進をはかる、こういう内容でございますので、ご了承いただきたいと思います。

◎議長（佐藤平一郎君）

5番。

〔5番田辺栄作君登壇〕

◎5番（田辺栄作君）

一番の緊急性を問題につきまして、ただいまの助役さんの説明では、私はまだ十分納得することができないわけです。東電が柏崎に原子力発電所を持ってこるかこないかというものが、それではいつそういう資料が整ったならば腹がきまるのか。それから逆算されて、では、いつの時期にボーリングをし、いつの時期にみんな漁民から行って見てもらって、地元はオール賛成です、というようなものが必要だということになるかと思います。私は、いま東電といえども、ことしの6月とか、7月とか、8月に態度を決定してしまわなければ、ここへ来ないなどという、そういうものではなかりょうと思う。そういう意味からしますれば、何も専決処分までして、この予算を組む緊急性というものは認められない。

それから、いままで通産省がやったのは40メートルだけれども、それでは不完全だから、さらにもっと広範囲に調査をするんだ、そのうち3本を刈羽柏崎促進協

議会で負担をして、あとは東電から持ってもらうのだと、こういうことですが、これが当初、柏崎に東電が原子力発電所をつくったらどうかというときの当時の考えは、50万キロワットであったろうと思うのです。その後、話に聞くと、80万キロワット4基というような話を聞いております。これは、私はどの程度、真実性があるかどうかという点はわかりませんが、そういう考え方の違いによって、40メートルではまだ不足だ。さらにもっとその下の地盤を確認する必要があるのではなからうかというふうに変ったのではないかと、私は想像されるわけです。通産省といえども、原子力発電所の適地かどうか調査するについて、40メートル程度調査すれば、50万キロワットぐらいのものであればだいじょうぶだろうということで調査をしたのだと思うのです。何も役に立たないような調査を80万もかけてやるわけがないと思いますし、もしそんなことをしたら、これはもう国費のむだです。そういう点について、私はまだ通産省が調査したのをさらにもう1ペーン再調査をよくしなければならんという、そういう点についてまだ十分理解がいかないわけです。

それから負担ですが、刈羽柏崎総合開発促進協議会というのは柏崎市が主体でありましようけれども、周辺の町村がこれに合流し、お互いにその運営については負担を出し合っているのだと思いますが、このことについてはほかには負担してない、柏崎市だけの負担だと。そうだとしたら、何も刈羽柏崎促進開発協議会なんていう名前でやらないで、私は実質的に柏崎市がやっているのだと理解しております。なぜ、柏崎市がやるのだと、はっきり、すっきりしたものでやられないのか。その点、さらにお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（佐藤平一郎君）

今井助役。

〔助役今井哲夫君登壇〕

◎助役（今井哲夫君）

通産省が80万円の単価をもって調査をいたしました、この効果は、40メートルの深さの中に、それでも支持地盤には到達したという点はわかったのです。ですから、それが40メートル掘っても全然支持地盤には到達しないというあたりですと、これは地盤の上で落第というあたりのらく印が押される。うんと金をかければ確保できますけれども、まず通産省は40メートルぐらいまでの間に支持層がないということになると落第だ。そういう地盤の上のマイナスの点がつこうかと思えます。ところが、それは見つかった。しかし、なおそれが、……大熊あたりは20メートルぐらいの所からひっかかってきた。ですから、40メートルを見ますとその間にもう18メートルもの支持層の深さ……支持層の厚さはそれ以上だということはわかるわけです。柏崎のものは32メートルぐらいですが、8メートルぐらいしかその深さはわからない。しかし、そのくらいだと、たとえ50万キロワットぐらいでも無理だろう。こういうふうに判断をされるわけです。その下に支持層の厚さがまだ続いておればいいけれども、その先はまだわからないというそ

の程度で終わっている。それで、東京電力の足を引っぱって「やれよ」と引っぱり込むためには、こちらが積極的に、「地盤がまだわかりませんから、地盤についてはまだ疑問ですネ」などといって、しぶら・かぶらとしてもらっては困るから、こちらでやってでも決意を早くさせよう、こういうふう考えたわけです。一方、さっき申し上げますように、この問題が議会のほうでも1年を要して特別委員会の方々がご研究なされ、それからまた誘致の決議があり、それからさらに市民の人たちとの話し合いが行なわれたり、その視察をやろうとする。こちらが、あるいは場合によっては全部むだになるかもわからない。だから、地盤を見て、これはほかの条件を整えば誘致できるんだ、地盤のほうだけは問題がなくなった、だいじょうぶだと。これを早く確認いたしませんと、経費をかけたりするものがむだになってしまう。だから早くする必要がある。こういうふうに考えました。

〔議長退席、副議長着席〕

それから、ほかの町村に負担してもらう場合には、ほかの町村もみんな専決処分をしてもらわなければならない、その労はひとつ省こう。こういうように考えたわけで、これは今後、刈羽郡の町村のほうにどれだけ負担をしてもらうようにかぶせていくか、これからひとつきめてまいりたい。このように考えている次第でございます。

◎副議長（柴野寅平君）

ほかにございませんか。公室長。

〔市長公室長長野 茂君登壇〕

◎市長公室長（長野 茂君）

先ほど、6月6、7、8、3日間を駆けまして、荒浜砂丘地の周辺の部落の方々にお供いたしましたして、私、視察調査に行ってまいりました。先ほどのことばで、物見遊山というようなおことばがございましたが、実情をありのまま申し上げまして、ご批判をいただきたい、こう思います。

予定をいたしました視察個所は、福島県の東京電力の福島原子力発電所の建設現場、それから茨城県の東海村にございます原研の東海研究所、その隣にあります原発の東海発電所、それに火力発電所でございますが、千葉県の姉ヶ崎、東京電力の最新式の発電所が稼働しておりますので、この4個所を視察個所に予定したわけでございます。それで第1日目は、朝6時にここをバスで出まして、国道49号線をまいりまして、夕方福島県の大熊に着いたわけでございます。ちょうどその日は雨模様でございますして、非常に夕暮れが早かったんでございますが、当初、そこで日程の関係で、1時間の予定で説明、視察をやりたいと思いましたが、非常にご熱心な質問等がございまして、予定を1時間よけいにとりまして2時間ほどかけまして、いろいろ視察いたしましたわけでございます。で、当日宿に着きましたのが、午後8時過ぎになりましたけれども、これは視察に1時間よけいに費やしたのだ、われわれは視察調査のために来ているのだからということで、非常に、宿に着きましたのが8時過ぎになりましたけれども、ひとことも苦情も出なかった次

第でございます。翌日は東海と千葉の予定でございますので、朝7時50分に宿を車を出まして、東海で、昼食を休憩所としておりますと、日程上さらに夜おそく宿に着きますので、2日目は昼食は車の中で弁当を食べて、予定の視察個所を全部終了いたしまして、2日目も夜8時20分ごろ予定をしまして東京・本郷の宿に着いたわけでございます。翌日は予定の視察個所が全部終わりましたので、朝8時に車を出ますと夕方7時にここに帰ってまいったわけでございますが、1日、2日目の視察個所がございます間は、車中でお酒を飲むというようなことはこちらから禁止をしたわけではございませんけれども、参加をされました方々の自主的なお考えで、そういうことは絶対にはございませんでした。ただ3日目に全部視察を終わしまして、朝東京を立ってこちらに帰ってまいります過程では、ときおりレスト・ハウス等で休憩もとりましたし、その際にビールなり、あるいはウイスキーなりをお飲みになった方もございます。それから、そういうことで、帰りの車中につきましてはそういうことはございましたんですが、予定をいたしました視察個所も十分にご視察いただいて、やれやれというようなことで、そういうことでございましたので、物見遊山的な考え方で終始したというようなことは絶対にはございませんので、そのようにひとつご理解いただきとうございます。以上でございます。

◎副議長（柴野寅平君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副議長（柴野寅平君）

質疑は終結したものと認めます。

おはかりいたします。本4件は事件の性質上委員会の付託を省略して……

（「討論、討論」と呼ぶ者あり）……議決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎副議長（柴野寅平君）

ご異議ないものと認めます。

よって本4件は委員会付託を省略して直ちに議決することに決しました。

本4件を討論に付します。8番。

〔8番金子孝男君登壇〕

◎8番（金子孝男君）

私は総務委員協議会の折に、田辺さんの質問にありましたような点については、助役さんによく申し上げて、その緊急性が、専決をしなければならんような緊急性はないじゃないかというような点はよく問いただしたのですが、ただいま答弁があったようなことで、専決をするという当局のそういう立場の中で行なわれたわけですが、やはりできるならば、専決をしないで、やがて1カ月後には正規の議会

の中で十分討議がされて支出をされるわけですから、それまで待てないという緊急性はちっとも認められない。いまの説明の中では、私はやはり言いわけ的な緊急性だと思うのです。はたしてボーリングを始めると同時に、そのボーリングをやる全額が支払われなければならないかどうか。契約をして、どれだけの金でボーリングをしてくださいと。しかし、やがて1カ月後には議会があるのでそこに正式にかけて、その経費は支出をしますと言うても十分用をなすわけです。そういう点がちっとも緊急性に当たらない、たとえばボーリングでも。それから、漁民の視察、あるいは関係者の視察であります。これにしても必ずしも1カ月後に視察をさせたんでは、非常に理解の度が薄まるとか、安全性が確認されないとか、そういう問題は少しもない。いまこの議会に、この対策費がちゃんと追加更正をされるわけですから、そこでなぜいっしょにされないのか。そこらがきわめて、緊急性、緊急性といっているけれども、290万を緊急に出さなければならない理由がない。みんな、それぞれそのために議会があって、その中で十分審議をされるわけですから、できるならば専決をしないで、正規な議会の中で十分な討議がなされて支出をされるべきだ。そういう点では、非常に私は緊急性がないと思う。非常に遺憾だ。自治体がそれなりに財政的な苦しみがあるわけですが、片や、東京電力が、あの大企業がこの自治体に負担をさせなければボーリングができないなどというのは、私がおかしいと思う。その企業が、その企業の独自性を発揮して、そこに建設をするということですから、じゃそれくらいのボーリングはそこへ来る企業が当然出すべきです。わずか3本は自治体に負担させ、あとは東電が持つということですから、それらについては、自治体は、あなたの企業はここへ来るのだから、その地盤の概要については通産省のこういう調査でこういうぐあいですと。しかし、あとはその実態についてのさらに詳しい調査は、いま自治体が非常に財政が苦しい中で専決をして出さんでも、その企業が当然あなた方のほうで……あなた方というアレですが、当局でこういう状態についてボーリングをさらに進めなければならない。それについては、東京電力、あなたのほうでやってくださいということであれが、東京電力は当然持っただろう。そういう点では、この290万を専決して出す根拠は全く薄弱であると同時に意味がないと思う。それよりも、もっといまの自治体の中では、その血税がどのように市民の生活を潤し、どのように使われるか、という問題が最も大切だと思う。そういう意味では、今回の専決されましたことは、私は非常に遺憾なことであったと思います。

それから、さっきの物見遊山という話について、市長公室長からいろいろ話がありました。私どもは実際に行ったのではないからわかりませんが、事実、安全性を確かめたり、いろいろ理解を深めたりして行っている人たちが……私たちは新聞記者から聞いたんですが、はたしてだれが責任を持って統括をして行っているのか。中で酒を飲んでドンチャン騒ぎをしているようであれば、ああいう視察では意味がない。あなた方もそういう点よく指摘をしたほうがいと、指摘を受けた。公の席でどこの新聞記者とは言いませんが、あなたが聞き取れば後日教えますが、そういう指摘のある視察は、はたして専決をやっておるだけの意義があるのかということ、私たちは見たわけじゃないが、第三者からの指摘について謙

虚に反省し、そのたびごとの視察については、だれが責任を持っているのか、だれも統括責任を持たないままに視察をしてやるということはないだろうと思いますが、そういう点については、たとえ行き帰り苦労がありましようとも、何と申しますか。そういうとおとい税金の中から私どもは派遣され、そこに来る企業の安全性について、あるいは自分たちの今後の問題について調査に行っているのだという自覚をきちっと持たせるような、そういうような予備知識というとおかしいですが、そういうことを事前に話をして視察に連れていくということではなければ、そういう点、新聞記者が私どもに指摘するようなそういうことでは全く意味がないんではないかと思う。そういう点では、今回の承第23号については全く遺憾であり、私はこういうものは認めることができない、こう思います。

◎副議長（柴野寅平君）

賛成の討論ございませんか。では、ほかにございませんか。6番。

〔6番竹内吉三郎君登壇〕

◎6番（竹内吉三郎君）

私は金子君が反対したように、これを深く考えると、非常に私は危険な要素を含んでいると思います。市長、それから先頭に立っている当局者は、いまの原子力発電所というものは絶対安全ではないということを十分知っているはずで。しかも、私らはオーバーな言い方かもしれんが、これこそ世界の最高權威の学者が、まだまだ、一体この事故はどうして起きるのかということ、それは明らかになっていないわけです。3年、4年後には明らかになるかもしれません。しかし、来たとしても、早くても3年か4年後にしか来ないから、その時分になればいいんじゃないかということばもつじつまは合うかもしれんない。いま1つ、振り返って考えてみますと、東京都あたりで、都会で必要な電力をこの裏日本の過疎地だというそういうものにかつて、まだ眠って、科学的な何ら知識のない、幾ら動員をして連れていったって、われわれの能力程度の頭なら、だれもが心配して帰ってくる者はいない。銭金にいとめをかけずPR館に連れて行って見せるんだもの、だれだって心配はないといって帰ってくる。そういう程度の知識のないところに、一拳に原子力発電所を持ってこいば柏崎は発展するのだと、こういう固め方をしようとする考え方に、非常に私は危険なものがあると思うのです。これは、まだ本当に危険でなくなつてから……それは、私は決してどうこうを言っているわけじゃない。しかも、柏崎にもしこの原子力発電所があるなら、賛成をしている諸君がその地元に行って土地を買いますか。賛成をしている諸君が水の流している所で海水浴をしますか。必ず柏崎の観光なんていうものはゼロになります。まだ、未知数の危険をはらんでいるんだから、そういうものを一拳にいま空気を盛り上げてしまおうというのは、全く危険な行為だと思うので反対をするわけです。東海村と申したって何が発展していますか。これに関係したのしか入っていないわけです。しかも、決して財政は潤っているかといえ、潤ってはいません。しかも、あれは企業がやっているんじゃない。国がやっているんです。国が、危険だけれども、開発をしながら

アレしていかなければならない。250億も300億もかけて送電線をつくって、電気を必要なだけを持っていく。それなら、東京の近くに幾らでもつくられる。幾らでも立地条件はある。ところが、そういう科学的な、知識的な人間が住んでいる所では大反対をしてつくられないわけです。そういうものを本当に、悪い面も、いい面もよく聞かして、そうしてそうであってもいいじゃないか、つくろうじゃないかといって、皆さんに知らせるなり調査をさせるなら、私は何かを言わんやですけども、現在はただ天下り式で、ただ技師を呼ぶ、何を呼ぶといったって、とにかく危険はある程度のことと言うけれども、われわれが危険だと感ずるようなことは言わせません。ほとんど危険がないということだけで、そういう人たちしか呼んでいない。じゃ、私は極端に言いますけれども、市長さんがそこに自分の家族をどんどん、いわゆる出される、原子力発電所から出されるこれは放射能はまざっていないと言っている。事実は多少なりと出ている。自分のかわいい子供や、自分が平気でそこで泳がれると思いますか。おそらく泳げないと思います。こういうものをよく知らせたり、聞かせたりした中で、将来はこういうふうになるのだと私は正しい指導的な形で運動をするなら一考しなければならないと思いますけれども、いまのような形で、ひっくるめて知らない……極端に言えば、知らないから固めてしまえという形で、私はあまりにもあわて過ぎた処置じゃないかという考え方から反対を申し上げます。

◎副議長（柴野寅平君）

16番。

〔16番村田実義君登壇〕

◎16番（村田実義君）

議事進行について。先ほど副議長のほうで、常任委員会の付託の煩をさいて決議いたします。こういう発言があって、皆さんが異議なしと。それから討論に移ったと思うのですが、順序が違うような気がいたしましたので、まずそれをただしてみたいと思います。柏崎の総力をあげて発展性を唱えている今日、なかんずく原子力発電の誘致については、私どもが非常に柏崎の将来が栄えるか、滅びるか、境目にきておる、岐路に立っておる重大な時期だと思います。私は昔の諺を借りるならば、百聞は一見にしかず。百方言を費やしても現地を見てくるならば、その一端をつかんでくる。もともと、いまの社会党議員さんのほうでも、当初から反対をし続けておられる反対の根拠そのものは危険性にある。その危険性が、いかなる危険の度があるか。この尺度をひとから聞いたものでは、どうていわかり得ることじゃなかろうかと思います。それで柏崎市も大事な血税をさいて、そして1人でも多く現地を見、そしてつぶさに、その危険性があるやなしや、ということについて見学をし、あるいは勉強されることが、これは正しい行き方であろう、このように考えます。

それから、帰りの車やそういうものについて、自分の金で多少ウイスキーぐらいは飲んでも、ひとのことは言うべきでない。柏崎の議員の視察においても、車中、

何にも飲まないで、あるいはお弁当だけ食べているとは申されません。私ども自体がそうでございますので、わが身を振り返って人を見る。そのような正しい行き方で、われわれはこの原子力発電の総意を盛り上げなければならん、こんなように考えておる次第でございます。したがって、大事な血税であっても1人でも多く現地を見ていただいて、そして、是は是、非は非でおもむくところによって総意を結集しなければならない。この勇断については、私は大いにもろ手を上げて賛成します。

◎副議長（柴野寅平君）

いまの最初の質問ですが、会議規則第37条第2項に「提出者の説明又は委員会への付託は、討論を用いないで会議にはかかって省略することができる」というのがございますので、「おはかりをいたします。本4件は事件の性質上委員会の付託を省略して議決をいたしたいと存じます。これにご異議ございませんか」と申し上げましたら、「ご異議はない」と言うものですから、「よって本4件は委員会の付託を省略して直ちに議決することに決しました」そこで討論、採決、こういうことになります。それでよろしいですか。

◎16番（村田実義君）

わかりました。

◎副議長（柴野寅平君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副議長（柴野寅平君）

討論を終結したものと認めます。

採決は1件ごとに行ないます。

◎副議長（柴野寅平君）

これより承第22号を採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎副議長（柴野寅平君）

ご異議なしと認めます。

よって、承第22号は、承認することに決定いたしました。

◎副議長（柴野寅平君）

次に、これより承第23号を採決いたします。

本件は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎副議長（柴野寅平君）

起立多数であります。

よって、承第23号は、承認することに決定いたしました。

◎副議長（柴野寅平君）

次に、これより承第24号を採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎副議長（柴野寅平君）

ご異議なしと認めます。

よって、承第24号は、承認することに決定いたしました。

◎副議長（柴野寅平君）

次に、これより承第25号を採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎副議長（柴野寅平君）

ご異議なしと認めます。

よって、承第25号は、承認することに決定いたしました。